

訓練移転について

米側と協議中の内容は以下の通り。

1 目的

- ・ 自衛隊と米軍との間の相互運用性を向上させる必要性に従うとともに、訓練活動の影響を軽減するとの目標を念頭に、嘉手納飛行場を始めとして、三沢飛行場や岩国飛行場といった米軍飛行場から他の飛行場への訓練移転を実現する。

2 訓練の移転元

- ・ 当面は、嘉手納、三沢、岩国の3飛行場とする。

3 訓練の移転先

- ・ 当面は、千歳、三沢、百里、小松、築城と新田原の6基地とする。
- ・ 日米両国は、将来における日米共同訓練のための自衛隊基地の使用拡大に向けて努力する。

4 移転訓練の形式

- ・ 共同訓練（関連活動を含む）とする。

5 実施場所

- ・ 当面は、上記6基地（訓練空域その他のこれらの施設（6基地）を支援する区域へのアクセスを含む）で行う。

6 移転訓練の規模

以下の内容は典型的な移転訓練の規模のイメージである。

- ・ 当初はタイプ1の訓練を実施し、その後タイプ1やタイプ2の訓練の双方を実施。
(移転訓練（特にタイプ2）の完全な実施のためには、追加的な施設が必要になる可能性あり。)

（参考例）

タイプ	米軍航空機の規模	自衛隊航空機の参加規模	訓練期間
1	1～5機程度	米軍機の規模と同程度	1～7日間程度
2	6～12機程度	米軍機の規模と同程度	8～14日間程度

7 基地使用の態様

（1）日米合同委員会合意の変更について

- 共同使用の態様については、日米合同委員会合意において定められているところ、
- ・ 年間の総使用日数及び訓練1回当たりの使用期間の制限については維持する。
 - ・ 年間の訓練回数の制限を撤廃する。

（2）その他の態様

- ・ その他の態様については、共同訓練に参加する航空自衛隊と同様の態様とする。

8 年間計画

- ・ 日米両国は、2007年度（平成19年度）から、毎年、移転訓練の計画を作成する。
(2006年度（平成18年度）の移転訓練については、必要に応じて、同年度に計画を作成する。)

9 施設整備

- ・ 現地調査を実施の上、必要に応じて、施設整備の実施について計画する。